

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「P F I 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、新市民会館整備運営事業を実施する民間事業者の選定について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 1 月 2 7 日

東大阪市長 野 田 義 和

1 入札に付する事項

- (1) 事業名称 新市民会館整備運営事業
- (2) 事業場所 東大阪市御厨南二丁目 5 5 1 番 1 他 3 筆
- (3) 事業内容 入札参加者は、入札説明書で定める総合評価一般競争入札で落札者とされた場合は、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立し、新市民会館の施設整備業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務及び付帯事業を行う。
- (4) 事業期間 事業契約の締結日から平成 4 6 年 3 月 3 1 日まで

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、施設等の設計業務を行う者、施設等の工事監理業務を行う者、施設等の建設業務を行う者、施設等の運営業務を行う者及び施設等の維持管理業務を行う者で構成されることを基本とする（以下「基本要件」という。）。

設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、建設業務を行う者、運営業務を行う者、維持管理業務を行う者は、複数の法人で構成されるグループとする。

入札参加者は入札参加資格審査書類の提出時には構成員（入札参加者を構成する法人で、S P Cに出資を行う法人）及び協力企業（入札参加者を構成する法人で、業務の一部をS P Cから直接受託・請負するが、S P Cには出資を行わない法人）

を明らかにするとともに、構成員の中から代表企業を定めること。

なお、入札参加資格審査書類を提出する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 入札参加資格審査書類の提出時に代表企業名、構成員名及び協力企業名を明記し、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

イ 構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になれない。

(2) 入札参加者の構成員等の資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）において、それぞれ以下の要件を満たすこと。
なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務の実施をすることができるが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている又は当該企業と雇用関係にある場合をいう（以下同じ）。

ア 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、(ウ)の要件は、1者以上が該当すること。

(ア) 本市の平成27・28年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）に第一希望業種が「建築一般」で登録されていること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。

(ウ) 平成12年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した次に掲げる①、②いずれかの新築又は増改築工事の基本設計又は実施設計実績を有すること。

① 固定席500席以上の「同種施設」

② 延床面積5,000㎡以上の「同種施設」又は「類似施設」

・「同種施設」は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（い）

欄（一）項に掲げる用途の建築物で、プロセニウム型舞台を有する「劇場」とする。

- ・「類似施設」は、平成21年国土交通省告示第15号の別添二 建築物の類型の「十二 文化・交流・公益施設」の第2類中「映画館、劇場（プロセニウム型舞台を有する「劇場」を除く。）、美術館、博物館、図書館」とする。
- ・複数のホールを有する劇場の場合は、そのホールでの最大客席数とする。
- ・複合施設の場合は、該当する用途の合計面積とする。

イ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、（ア）及び（イ）の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、（ウ）の要件は、1者以上が該当すること。

（ア）本市の平成27・28年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）に第一希望業種が「建築一般」で登録されていること。

（イ）建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。

（ウ）ア（ウ）と同じ。ただし、「基本設計又は実施設計実績」を「工事監理実績」と読み替えるものとする。

ウ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の建設企業で実施する場合は、（ア）、（イ）及び（ウ）の要件については、すべての企業でいずれにも該当し、（エ）の要件は、1者以上が該当すること。

（ア）平成27・28年度入札参加有資格者名簿（建設工事）に第一希望の工事種目「建築一般」で登載されていること。

（イ）建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

(ウ) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（有効期限内に限る）の交付を受けた者であること。

(エ) ア（ウ）と同じ。ただし、「基本設計又は実施設計実績」を「施工実績」と読み替えるものとする。また、他社と履行した実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上で、その内容を証明できる場合（契約書の写し等）に限ることとする。

エ 運營業務を行う者

運營業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の運営企業で実施する場合は、（ア）の要件については、すべての企業で該当し、（イ）の要件は、1者以上が該当すること。

（ア）平成27・28年度入札参加有資格者名簿に登載されていること。

（イ）平成12年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に、ア（ウ）に示す「同種施設」又は「類似施設」の1年以上の運營業務の実績を有すること。

オ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の維持管理企業で実施する場合は、（ア）の要件については、すべての企業で該当し、（イ）の要件は、1者以上が該当すること。

（ア）平成27・28年度入札参加有資格者名簿に登載されていること。

（イ）平成12年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に、ア（ウ）に示す「同種施設」又は「類似施設」の1年以上の維持管理業務の実績を有すること。

カ 上記以外の業務を行う者

平成27・28年度入札参加有資格者名簿に登載されていること。

（3）入札参加者の構成員等の制限

参加資格確認基準日において、次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業になれないものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 参加資格確認基準日から入札提出書類（提案書）の提出締切日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中である者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められる者

エ 直前2年間の国税又は地方税を滞納している者

オ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げ、又は不正の利益を得るために連合した者

カ 団体の責めに帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団である者。

ク 新市民会館整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員又は委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連のある者

ケ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者。

- ・株式会社ニュージェック
- ・みずほ総合研究所株式会社
- ・株式会社シアターワークショップ
- ・弁護士法人御堂筋法律事務所

コ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がある者。

（ア）公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

（イ）東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(ウ) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

(エ) 本市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員若しくは委員又は地方公営企業の管理者に該当する者

(4) 入札参加者の構成員等の変更

参加資格確認基準日以降の構成員及び協力企業の変更は、以下の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

ア 参加資格確認基準日から入札提出書類（提案書）提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募法人」という。）のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再構成を市に申請し、入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認めた場合。この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。ただし、残存法人のみで入札参加者の再構成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本入札公告に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定も行うこととする。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

イ 入札提出書類（提案書）提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記アと同様とする（なお、「入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

3 入札の実施

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等は、東大阪市のウェブサイトにおいて公表する。

URL : http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/33-6-0-0-0_11.html

(2) 入札説明書等に関する説明会

下記のとおり、入札説明書等に関する説明会を開催する。

ア 日 時 平成28年2月5日(金)

午前10時30分から午前11時30分まで

イ 場 所 東大阪市役所22階会議室1・2

東大阪市荒本北一丁目1番1号

ウ 参加申込 入札説明書において明示する。

(3) 現地見学会

下記のとおり、建設予定地の状況等を確認するための現地見学会を開催する。

ア 日 時 平成28年2月5日(金)

午後1時30分から午後2時30分まで

イ 場 所 建設予定地

東大阪市御厨南二丁目551番1他

ウ 参加申込 入札説明書において明示する。

(4) 入札参加資格審査

入札参加者は、入札参加資格審査に関する提出書類を市に提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。市は2に掲げる要件(以下「入札参加資格」という。)について審査する。

ア 提出期間 平成28年3月29日(火)から平成28年4月1日(金)まで

(持参の場合は各日午前9時から午後5時30分まで)

イ 場 所 東大阪市新市民会館建設室

東大阪市荒本北一丁目1番1号

ウ 提出書類等 入札説明書において明示する。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、入札参加者の代表企業に対して書面により平成28年4月7日(木)までに市から通知する。

入札参加資格審査の結果、入札参加資格が認められなかった者は、その理由につ

いて、書面により説明を求めることができる。

ア 申出期間 平成28年4月8日（金）から平成28年4月15日（金）まで

イ 申出場所 東大阪市新市民会館建設室
東大阪市荒本北一丁目1番1号

ウ 申出方法 入札説明書において明示する。

(6) 入札参加資格がないと認めた理由の回答

入札参加資格が認められなかった入札参加者の代表企業に対し、平成28年4月22日（金）までに書面により回答する。

(7) 入札

ア 入札参加資格審査結果の通知を受けた入札参加者は、入札提出書類（提案書）を持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。また、入札日の前日までに到着するよう発送すること。）により提出すること。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

当該入札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認するものであるが、入札価格の公表は行わない。

(ア) 入札日時 平成28年5月25日（水）午後1時

(イ) 入札場所 東大阪市役所本庁舎22階 会議室1・2
東大阪市荒本北一丁目1番1号

イ 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの

(イ) 虚偽の参加資格審査申請を行った者が入札したもの

(ウ) 入札提出書類（提案書）が所定の日時までに到着しないもの

(エ) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの

(オ) 入札提出書類（提案書）に必要な記名押印のないもの

(カ) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの

(キ) 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの

(ク) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの

(ケ) その他入札に関する条件に違反したもの

ウ 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、入札説明書に明示する。

4 落札者決定方法等

(1) 落札者決定方法

総合評価一般競争入札によるものとし、落札者決定基準に基づく。

(2) 選定委員会の設置

市は、学識経験者及び市職員で構成する選定委員会を設置し、審査を行う。

(3) 審査方法

ア 入札参加資格審査

入札参加資格審査書類により、入札参加資格の有無を確認する。入札参加資格要件を満たしていることを確認できない場合は失格とする。

イ 入札価格の確認

入札書の開札により、入札価格が予定価格の制限の範囲内であることを確認する。入札価格が制限の範囲外の場合は失格とする。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合でも再入札は行わない。

ウ 提案審査

落札者決定基準に従って、選定委員会にて提案の審査を行い、性能評価点を算出する。

エ 価格審査

入札価格から価格評価点を算出する。

オ 最優秀入札提案の選定

選定委員会は、性能評価点及び価格評価点を合計した総合評価点で、最も高い得点を得た入札提案を最優秀入札提案とする。

5 落札者の決定

市は、選定委員会の選定結果を踏まえて、最優秀入札提案を行った者を落札者として決定する。

6 議会の議決に付すべき契約の締結

市は、落札者と仮契約を締結する。本事業は、PFI法第12条に規定する、議会の議決に付さなければならない契約であるため、仮契約は、議会の議決がなされた日に本

契約を締結したものとみなして、本契約としての効力が生じる。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

事業仮契約書（案）に明示する。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 問合せ先

東大阪市新市民会館建設室

東大阪市荒本北一丁目1番1号

電話06-4309-3018